

※赤字が追加・修正箇所

(旧)

(返済の債務の当然免除)

第10条

(前略)

2 前項第1号に規定する期間を計算する場合には、月数によるものとする。この場合、指定医療機関の医師としての業務に従事した日の属する月から、当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入することとする。その期間内に次の各号のいずれかに該当する期間があるときは、それぞれ当該各号に定める月数を除くものとする。

(1) 休職（指定医療機関の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。）をし、または停職にされた期間は、当該休職をし、または停職にされた期間の開始する日の属する月から、終了する日の属する月までの月数

(2) 指定医療機関以外での専門的な研修等（3年を超えない範囲で理事長が認めるものに限る）を受けている期間に該当する月数

(返済の猶予)

第13条 指定医療機関以外での専門的な研修等（理事長が認めるものに限る）が必要な場合は、3年を超えない範囲で返済の債務の履行を猶予する。

2 理事長は、奨学生であった者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により奨学金を返済することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、当該奨学金の返済の債務の履行を猶予することができる。

(新)

(返済の債務の当然免除)

第10条

(前略)

2 前項第1号に規定する期間を計算する場合には、月数によるものとする。この場合、指定医療機関の医師としての業務に従事した日の属する月から、当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入することとする。その期間内に次の各号のいずれかに該当する期間があるときは、それぞれ当該各号に定める月数を除くものとする。

(1) 休職（指定医療機関の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。）をし、または停職にされた期間は、当該休職をし、または停職にされた期間の開始する日の属する月から、終了する日の属する月までの月数

(2) 指定医療機関以外での専門的な研修等（**原則**3年を超えない範囲で理事長が認めるものに限る）を受けている期間に該当する月数

(返済の猶予)

第13条 指定医療機関以外での専門的な研修等（理事長が認めるものに限る）が必要な場合は、**原則**3年を超えない範囲で返済の債務の履行を猶予する。

2 理事長は、奨学生であった者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により奨学金を返済することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、当該奨学金の返済の債務の履行を猶予することができる。



(旧)

別表 1

項目	内 容								
貸与枠 (予定)	総人数 30名 [毎年2名程度の新入学生および在生] 2019年度から募集を開始し、総人数が30名に達した年度で募集を終了する。								
奨学金額 (年額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>採用年次</th> <th>算 定 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年生～</td> <td>年間180万円 [15万円×12ヶ月] × 6年間</td> </tr> <tr> <td>2年生～</td> <td>年間216万円 [18万円×12ヶ月] × 5年間</td> </tr> <tr> <td>3年生以降</td> <td>年間240万円 [20万円×12ヶ月] × 1～4年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>採用年次には期中を含む。</p>	採用年次	算 定 式	1年生～	年間180万円 [15万円×12ヶ月] × 6年間	2年生～	年間216万円 [18万円×12ヶ月] × 5年間	3年生以降	年間240万円 [20万円×12ヶ月] × 1～4年間
採用年次	算 定 式								
1年生～	年間180万円 [15万円×12ヶ月] × 6年間								
2年生～	年間216万円 [18万円×12ヶ月] × 5年間								
3年生以降	年間240万円 [20万円×12ヶ月] × 1～4年間								
貸与方法	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学生名義の普通預金口座へ振込み ・新入生は、2ヶ月分(当月および翌月分)をまとめて4月、6月、8月、10月、12月、2月に振込みする。初回貸与分は、4ヶ月分(4～7月分)をまとめて6月に振込する。 ・1年生(期中)および2～6年生(期中含む)は、奨学金貸与契約を締結した日の属する年度の4月分から当該月分までをまとめて4月、6月、8月、10月、12月、2月のうち至近に到達する月に振込みし、以降は新入生の例にならう。 								
指定医療 機関	愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、愛媛県立中央病院、市立八幡浜総合病院、市立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院、西予市立野村病院の8病院および西宇和郡伊方町地域の診療所など								
返済免除 要件	医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を、愛媛大学医学部附属病院において受けている期間(2年間)および、指定医療機関の医師としての業務に従事した期間の合計が7年に達したとき。								



(新)

別表 1

項目	内 容								
貸与枠 (予定)	総人数 30名 [毎年2名程度の新入学生および在生] 2019年度から募集を開始し、総人数が30名に達した年度で募集を終了する。								
奨学金額 (年額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>採用年次</th> <th>算 定 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年生～</td> <td>年間180万円 [15万円×12ヶ月] × 6年間</td> </tr> <tr> <td>2年生～</td> <td>年間216万円 [18万円×12ヶ月] × 5年間</td> </tr> <tr> <td>3年生以降</td> <td>年間240万円 [20万円×12ヶ月] × 1～4年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>採用年次には期中を含む。</p>	採用年次	算 定 式	1年生～	年間180万円 [15万円×12ヶ月] × 6年間	2年生～	年間216万円 [18万円×12ヶ月] × 5年間	3年生以降	年間240万円 [20万円×12ヶ月] × 1～4年間
採用年次	算 定 式								
1年生～	年間180万円 [15万円×12ヶ月] × 6年間								
2年生～	年間216万円 [18万円×12ヶ月] × 5年間								
3年生以降	年間240万円 [20万円×12ヶ月] × 1～4年間								
貸与方法	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学生名義の普通預金口座へ振込み ・新入生は、2ヶ月分(当月および翌月分)をまとめて4月、6月、8月、10月、12月、2月に振込みする。初回貸与分は、4ヶ月分(4～7月分)をまとめて6月に振込する。 ・1年生(期中)および2～6年生(期中含む)は、奨学金貸与契約を締結した日の属する年度の4月分から当該月分までをまとめて4月、6月、8月、10月、12月、2月のうち至近に到達する月に振込みし、以降は新入生の例にならう。 								
指定医療 機関	愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、愛媛県立中央病院、市立八幡浜総合病院、市立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院、 <u>野村診療所</u> を含む)および西宇和郡伊方町の診療所など								
返済免除 要件	医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を、愛媛大学医学部附属病院において受けている期間(2年間)および、指定医療機関の医師としての業務に従事した期間の合計が7年に達したとき。								

(旧)

(卒業後のモデルケース)

指定医療機関に勤務【義務期間:7年間】		
臨床研修 ^{※1} (2年間)	専門研修 ^{※2} (3年間)	市立八幡浜総合病院を中心とした南予地域の医療機関(伊方町の診療所含む)での勤務が原則 ^{※3} (2年間)
愛媛大学医学部 附属病院	愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、愛媛県立中央病院、市立八幡浜総合病院、市立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院、西予市立野村病院 など	

※1 臨床研修(2年間)は、愛媛大学医学部附属病院のプログラムにより研修を受ける。

※2 専門研修(3年間)は、臨床研修修了後、愛媛大学医学部附属病院のプログラムにより研修を受ける。なお、専門研修期間中における愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院および愛媛県立中央病院での勤務は原則2年以内とする。

専門研修期間中は、指定医療機関に勤務しながら各種専門医の資格取得を目指す。特に、内科、外科、小児科、産婦人科、救急科、総合診療科、整形外科を専攻することが推奨される。

なお、専攻した領域の専門研修期間が4年以上あり、指定医療機関以外での研修が必要である奨学生、あるいは専門研修後にスキルアップを図りたい奨学生については、3年を限度に指定医療機関以外での研修を受けることを認めることとし、奨学生のキャリア形成を支援する。この場合、指定医療機関以外での研修期間は、業務従事期間(7年間)に算入せず、義務期間については、後年度に繰り延べる。

※3 専門研修修了後の2年間は、市立八幡浜総合病院を中心とした南予地域の医療機関(市立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院および西予市立野村病院など)での勤務を原則とする。また、この期間においては、西宇和郡伊方町の診療所勤務となる場合がある。

(新)

(卒業後のモデルケース)

指定医療機関に勤務【義務期間:7年間】		
臨床研修 ^{※1} (2年間)	専門研修 ^{※2} (3年間)	市立八幡浜総合病院を中心とした南予地域の医療機関(伊方町の診療所含む)での勤務が原則 ^{※3} (2年間)
愛媛大学医学部 附属病院	愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、愛媛県立中央病院、市立八幡浜総合病院、市立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院 <u>(野村診療所含む)</u> など	

※1 臨床研修(2年間)は、愛媛大学医学部附属病院のプログラムにより研修を受ける。ただし、市立八幡浜総合病院、市立宇和島病院のプログラムでの研修を希望する場合はこれを認める。

※2 専門研修(3年間)は、臨床研修修了後、愛媛大学医学部附属病院のプログラムにより研修を受ける。なお、専門研修期間中における愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院および愛媛県立中央病院での勤務は原則2年以内とするが、専攻する科の条件等により財団がやむを得ないと認めた場合は3年間の全てを同病院にて勤務可とし、義務期間に含める。また、専門研修期間が4年間以上あり、4年目以降を南予地域の医療機関で受ける場合はこれを義務期間に含める。

専門研修期間中は、指定医療機関に勤務しながら各種専門医の資格取得を目指す。特に、内科、外科、小児科、産婦人科、救急科、総合診療科、整形外科を専攻することが推奨される。

なお、専攻した領域の専門研修期間が4年以上あり、指定医療機関以外での研修が必要である奨学生、あるいは専門研修後にスキルアップを図りたい奨学生については、原則3年を限度に指定医療機関以外での研修を受けることを認めることとし、奨学生のキャリア形成を支援する。この場合、指定医療機関以外での研修期間は、業務従事期間(7年間)に算入せず、義務期間については、後年度に繰り延べる。

※3 専門研修修了後の2年間は、市立八幡浜総合病院を中心とした南予地域の医療機関(市立宇和島病院、市立大洲病院、西予市立西予市民病院 (野村診療所含む) など)での勤務を原則とする。また、この期間においては、西宇和郡伊方町の診療所勤務となる場合がある。